

# 令和元年度式根島地区夏期申しこせ事項

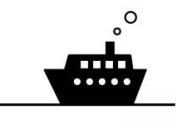
実施期間 令和元年七月～十月

この申しこせ事項は、夏季観光シーズンを迎えるにあたり、島の安全と風紀の乱れを防ぐことを目的とし、住民はもとより観光客の皆様にもご協力していただくべく島のルール等を示したものです。このルールの従って式根島の夏を安心・安全にお楽しみいただくことも、島の皆さまの「協力」をお願ひいたします。



## 交通安全について

- ①野伏港内は一方通行等の規制は特に設けません。スピードを出さずに注意して走行してください。
- ②レンタサイクル・レンタカーなどにおける交通事故が多発しています。交通ルールを守り、スピードを出さすぎないように注意してください。また、夜道を貸し出す際は、安全指導の徹底をお願いします。
- ③車両は島外者には安易に貸さないように。また夜間はアルバイト等にも貸し出しをしないように。



## 港湾施設について

- ①客船の接岸時は、危険なため関係者の指示があるまで棧橋内への立ち入りを禁止します。車面、徒歩共。
- ②港灣、漁港内は遊泳禁止です。船舶の出入りがあり危険なため、遊泳、飛び込み等は絶対にしないでください。
- ③港内では船舶は徐行義務があります。特にシエルトスキー等で港内を高速走行や蛇行運転することは大変危険なため厳禁です。
- ④港内は火気厳禁です。港内の花火やバーベキューなどは絶対にしないでください。
- ⑤台風、低気圧の通過時など棧橋が立入禁止になります。これは絶対に立ち入らなように。宿でも厳重に注意してください。



## 火災防止について

- ①式根島では打ち上げ花火、ロケット花火(含む)は全面的に禁止されています。販売も遠慮ください。また騒音防止のため爆竹、すずみ花火等も禁止します。
- ②消防団夜間パトロール 八月六日～八月二十日 午後九時～十時(を実施します)。



## 防犯について

- ①お出かけの際には家の鍵をかけたまま。また使用後は車の鍵も抜きまじょう。
- ②防犯協会は、警察と協力して夏季期間中適宜巡回を行います。
- ③機動隊配備期間 七月二十六日～八月三十一日
- ④子供は五時のチャイムが鳴いたら家に帰らまじょう。五時以降には歩いている子供を見かけたら注意してください。



## 海水浴場について

- ①遊泳禁止表示の旗から外に出るよう、その他立入禁止区域への立入りは禁止します。
- ②ライフガードがいる時 七月二十日～八月二十六日はその指示注意に従ってください。
- ③飲酒後の遊泳は厳禁です。
- ④釣竿等の使用 手鈔遊漁は、大浦海岸を除くすべての海域で禁止されています。新島 式根島手鈔遊漁ルール。また大浦海岸でも、周りに人がいる時には使用をお控えください。水中銃の使用は全域で禁止(東京都漁業調整規則)です。
- ⑤海水浴場内には緊急時を除き船舶、ボート、シエルトスキーなどの進入は禁止します。
- ⑥海水浴場 泊大浦中の浦(石臼川)以外は遊泳禁止。



## キャンプについて

- ①式根島では、決められた場所以外でのキャンプ、野宿等は禁止されています。夏期 七月一日～十月二十日は大浦キャンプ場のみ利用可能です。
- ②キャンプ場には駐車場がありません。車面での利用は迅速してください。
- ③炊事場以外でのたき火は厳禁です。特に木や雑草など燃えやすいものの近くでは火災の危険性が高いため絶対にしないでください。また炊事以外の目的でたき火を行うようキャンプファイヤーなども禁止です。



## バーベキューについて

- ①式根島では決められた場所以外でのたき火バーベキューは禁止されています。
- ②大浦バーベキュー施設を利用する際には、事前に役場(平日のみ)への申込みが必要です。また海水浴場 泊海岸は不可(バーベキューを行う際には、役場 平日のみ)若しくはライフガードに申込みし、指定された場所で行ってください。



## その他

- ① 民宿、旅館等の門限は午後十時三十分です。
- ②ゴミは朝八時三十分までゴミ持ち出ししてください。夏期ゴミ収集期間 七月十九日～八月三十一日。
- ③飲食店等では、午後十時以降は騒音等と近隣の住民に迷惑をかけるようにならないように。
- ④式根島には救急車や高度医療機関がありません。ケガや事故には充分注意してください。

大きい地震があったら直ちに海から上がり、より早く、より高い場所へ避難してください。

この申しこせ事項について、島内外者に対して「話し運動」を実施していただきます。

発行 新島村役場式根島支所 電話0499-170004